

○経済産業省令第三号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉

砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。
様式第一中「㊦」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第二から様式第三までの様式中「㊦」及び備考3を削る。
様式第四中「㊦」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第四号

石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)を実施するため、石油パイプライン事業法施行規則及び石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

石油パイプライン事業法施行規則及び石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部を改正する省令

(石油パイプライン事業法施行規則の一部改正)

第一条 石油パイプライン事業法施行規則(昭和四十七年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び備考8を削る。

様式第二中「㊦」及び備考9を削る。

様式第三及び様式第四中「㊦」及び備考2を削り、「備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」と改める。

様式第五及び様式第六中「㊦」及び備考3を削る。

様式第七中「㊦」及び備考2を削り、「備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」と改める。

様式第七の二及び様式第八中「㊦」及び備考4を削る。

様式第九中「㊦」及び備考2を削り、「備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」と改める。

(石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令の一部改正)

第二条 石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令(昭和四十七年通商産業省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び備考2を削り、「備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」と改める。
様式第二中「㊦」及び備考3を削る。

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五号

工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和二年十二月二十八日

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令

(工業用水法施行規則の一部改正)

第一条 工業用水法施行規則(昭和三十一年通商産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
様式第一中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

第二条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び備考4を削る。

様式第二中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考1とする。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所」を削る。

様式第三中「四」及び備考5を削る。
 様式第四中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第五中「四」及び備考8を削る。
 様式第七中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第八中「四」及び備考8を削る。
 様式第十中「四」及び備考6を削る。
 様式第十一中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 (割当量口座簿の運営等に関する省令の一部改正)

第三条 割当量口座簿の運営等に関する省令(平成十九年環境省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。
 第四条第三項及び第五条第二項第一号中「及び印鑑証明書」を削る。
 第八条第二項及び第九条第二項中「印鑑証明書並びに」を削る。
 第十条第二項中「及び印鑑証明書」を削る。
 第十二条第二項中「印鑑証明書並びに」を削る。
 第十三条第二項及び第十四条第三項中「及び印鑑証明書」を削る。
 様式第一から様式第九までの様式中「名称及び代表者の氏名」に改める。

第四条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部改正(平成二十六年経済産業省令第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「四」を「三」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とする。
 様式第二中「四」を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第三中「四」を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第四中「四」を「三」に改め、備考3を削り、備考2を削り、備考4を備考3とする。
 様式第五中「四」を「三」に改め、備考3を削る。
 様式第六中「四」を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第七中「四」を「三」に改め、備考4を削る。
 様式第八中「四」を「三」に改め、備考3を削る。
 様式第九中「四」を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 様式第十中「四」を「三」に改め、備考4を削る。

○経済産業省令第二号

原子力規制委員会規則第二号
 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の規定に基づき、発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令等の一部を改正する命令
 令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志
 原子力規制委員会委員長 更田 豊志

第一条 次の各号に掲げる命令の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令(昭和四十年通商産業省令第六十二号) 別表第一
 二 原子力発電工作物の保安に関する命令(平成二十四年経済産業省令第六十九号) 別表第二
 三 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成二十四年経済産業省令第七十一号) 別表第三

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
 二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。
 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附則

第一条 この命令は、令和三年一月一日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考6を備考5とする。
 備考2を備考とする。
 備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
 備考4を備考3とする。
 備考5を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 備考6を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 備考7を「三」に改め、備考3を削る。
 備考8を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 備考9を「三」に改め、備考4を削る。
 備考10を「三」に改め、備考3を削る。
 備考11を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 備考12を「三」に改め、備考4を削る。
 備考13を「三」に改め、備考3を削る。
 備考14を「三」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
 備考15を「三」に改め、備考4を削る。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。